

定款施行規則第12号

14 ダストコントロール事業に従事する優良運転者表彰規程

(趣 旨)

第1条 ダストコントロール製品に係るレンタル業務については、常に車の運転と一体のものであり、より良いサービスの向上の上からも、運転者の資質の向上を図ることが、業界全体のイメージアップにつながるものであり、優良運転者の表彰を行うことにより、更に交通安全思想の普及を、図ることを目的とする。

(対 象 者)

第2条 一般社団法人日本ダストコントロール協会（以下「本協会」という。）の会員で、ダストコントロール製品のレンタル業務に従事している者で、次の条件を満たしている者とする。

常時運転業務に従事しており、会員事業所において5年以上及び10年以上無事故無違反者とする。但し、本規程による表彰は、原則とし同一人について2回限りとする。

(申請手続き)

第3条 事業主は、該当者があるときは、別紙様式「優良運転者表彰申請書」（ダストコントロール事業に従事する者。）に、自動車安全運転センターが発行するSDカード（写しでも可）を添付して、地域ブロック会長を経由し、本協会理事長宛申請するものとする。

(表 彰)

第4条 本協会事務局は、申請があつた場合内容を審査のうえ、理事会に諮り承認を得て行うものとする。なお、表彰状は、地域ブロック会を経由して申請者に送付して行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成25年6月3日から施行する。